書料	預ケ金利子	公債証書賣却代	雜收	合計
二五〇	〇	〇	〇	二、三二五、六〇七
九〇〇	五、四〇〇	〇	九二、九〇九	一七、三一二、五四八
四五〇	〇	〇	〇	四七、二一三、九九一
	一九八、九〇八	〇	〇	一七、三一二、九五九
	〇	〇	〇	四四、三〇四、二八四
	〇	〇	〇	二七、二一〇、六五七
〇〇〇	〇	〇	〇	三六、一〇八、四七七
二五〇	二二六、六四〇	〇	〇	三二、一三八、八七八
五〇〇	〇	〇	〇	二八、四六〇、二〇三
	〇	〇	〇	二四、一九二、九八九
	一三〇、六九五	〇	〇	一七、二三七、七五〇
	〇	〇	〇	一六、六六九、一八一
	〇	〇	〇	三一、三九四、〇五三
二五〇	〇	〇	〇	四〇、一一四、九〇七
	〇	〇	〇	二五、七一五、八八八
	〇	〇	〇	九、七二六、五〇三
	〇	〇	〇	二五、七四四、八五二
九五〇	〇	〇	〇	二四、三七九、〇三三
	〇	〇	〇	二二、六二七、八九八
一二五	〇	一、四六七、三〇〇	〇	一五、三八四、五三三
	〇	〇	〇	二三、三八七、九七一
五〇〇	〇	〇	〇	一一、六三六、一七五
	〇	〇	〇	九、九八〇、九九五
九二五	〇	〇	〇	二二、五一三、一三一
	〇	〇	〇	一四、九六二、一七六
六〇〇	〇	〇	〇	三六、三八七、一〇〇
三五〇	〇	〇	〇	一四、七九一、九四九
七〇〇	〇	〇	〇	二八、九〇六、五三六
	〇	〇	〇	三三、七二四、五八四
三五〇	〇	〇	〇	三〇、二一六、一一〇
	〇	〇	〇	一三、四四三、七四四
	〇	〇	〇	一七、一六二、四六九
五〇〇	〇	〇	〇	二二、〇九八、四三九
四二五	〇	〇	〇	三四、〇一二、五九三
	〇	〇	〇	一二、八五〇、四一七
五〇〇	〇	〇	七一、八三〇	三一、二三〇、八一五
一七三	〇	〇	〇	一五、七三四、一四四
七七五	〇	〇	〇	二四、一八五、三〇六
	〇	〇	〇	二六、九一一、〇七六
五七三	五六一、六四三	一、四六七、三〇〇	一六四、七三九	九三九、七一〇、九六一

（未完）

業

場ナキ者） 理髮人（理髮床ナキ者） 漁業居風呂湯屋

左ニ掲クル營業人中盲人又ハ自用ヲ辨スル能ハサルノ不具又ハ滿六十歲以上ノ者 遊藝稼人 俳優 相撲 幇間 藝妓 商業工業其他ノ建坪ヲ準トシ課稅スル者前半年度分ハ七月一日後半年度分ハ一月一日ノ現建坪ヲ準トスヘシ但新規開業ニ限リ其開業屆日ノ現建物ヲ準トシ該半年度分ヲ徵收スルモノトス

年稅ヲ課スルモノ開業六月以前ニ在レハ一ヶ年分七月以後ニ在レハ半ヶ年分廢業六月以前ニ在レハ半ヶ年分七月以後ニ在レハ一ヶ年分徵收スヘシ但水車ノ臼數乘馬ノ頭數等ヲ增減又ハ變換スルモノモ此例ニ由ル

月稅ヲ課スルモノ開業十五日以前ニ在レハ一ヶ月分十六日以後ニ在レハ半ヶ月分廢業十五日以前ニ在レハ半ヶ月分十六日以後ニ在レハ一ヶ月分徵收スヘシ但客間ノ坪數遊藝稼人俳優相撲ノ等級ヲ變更スルモノモ亦此例ニ由ル

左ニ掲クル業目數種ヲ兼ヌル者ハ稅ノ重キ方ニ據リ課スヘシ 料理屋 待合茶屋 遊船宿 芝居茶屋 飲食店

左ニ掲クル業目種類ヲ兼ヌル者ハ稅ノ重キモノ一種ヲ課スヘシ 遊藝稼人 相撲 俳優 幇間 藝妓 左ニ掲クル營業數種ヲ兼ヌル者ハ稅ノ重キモノ一種ヲ課スヘシ

商業（賣業[illegible]ヲ除ク） 工業 料理屋（客間ナキモノ） 飲食店（客間ナキモノ） 雇人請宿 人寄席 （畢）

●[illegible]五十二號ノ續キ

[illegible]

工部大書記官兼宮內大書記官參事院員外議官補
從五位勳五等 林董

伊太利國皇帝陛下ヨリ賜與シタルコンマンダトレデルオルヂデラコロンナデイタリヤ勳章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許候事

仝

露西亞國皇帝陛下ヨリ贈與シタル神聖スタニスラス第二等勳章以下全文

仝

澳地利國兼洪葛利國皇帝陛下ヨリ贈與シタルフランツヨゼフコンマンデアル勳章以下全文

仝

獨逸國皇帝陛下ヨリ贈與シタルクロテネン第二等勳章以下全文

仝

白耳義國皇帝陛下ヨリ贈與シタルレオポール第三等勳章以下全文

時事新報

北海道物產稅則ノ改正ヲ希望ス 第二

課稅ノ種理ト收稅ノ義務トハ措テ論セス內州人民ト北海道人民トノ爭論ハ實ニ之ヲ問フヲナサス而シテ又タ北海道物產稅ノ重キハ其政府ノ保護ヲ受クルコ最モ重キガ爲メナルト否トノ議ハ暫ク之ヲ高閣ノ上ニ束ネ去リ單ニ全國ノ經濟上ヨリシテ北海道物產稅則ノ改正如何ヲ論シ來レハ我輩ハ亦タ甚タ其改正ノ利ニシテ舊慣ノ不利ナルヲ知ルナリ

之ヲ與フルハ之ヲ奪フノ術ニシテ尺ヲ枉ケ尋ヲ直ウスルハ遠大ノ利益ノ存スル所ナリ故ニ巨額ノ收稅ヲ後日北海道ニ得ント欲セハ今日其稅ヲ輕減セザルベカラズ蓋シ北海道ハ未開ノ地ニシテ到ル處荒蕪ニ屬スルモノ多シ魚蝦山林農桑ノ利未タ千百ニ一ヲ盡サズ天然ノ美國、造化ノ富源空ク熊鹿ノ群ニ委シ去ル今此荒蕪ヲ拓キ富源ヲ發シ魚蝦山林農桑ノ利悉ク之ヲ盡サシメ以テ他日巨額ノ租稅ヲ國庫ニ收ムルニ至ラシメント欲セハ須ラク法令ヲ寬ニシ稅斂ヲ薄ウシ以テ人口ノ繁殖、富實ノ增進ヲ謀ラサルベカラズ若シ今日租稅ノ額重キニ過クルガ爲ニ其人口繁殖セズ富實增進セサル如キコアラハ假令目下國庫中ニ入ル、所多キヲ加フルモ其多キヤ實ニ後年ニ少キヲ加フルノ遠因タルヲ免カレズ而シテ其結果ハ今日ニ尺ヲ直ウセント欲シテ却テ後日ニ尋ヲ失フ如キコアルニ至ラン經濟上ノ損失モ亦タ甚シカラズヤ故ニ今斷然トシテ北海道物產稅ヲ輕減シ以テ漁民ヲシテ漁業ノ法ニ改良ヲ加フルコヲ得セシメハソノ改良ニ附帶スル價ノ低廉ト共ニ內外水產ノ需用モ亦タ大ナルニ至リ起ナルニシテ漁業ノ額今日ニ一倍シ若クハ三四倍スルモ亦タ測ルベカラズ若シ假リニ之ヲ一倍ストセンカ從來ノ稅ヲ半減スルモ國庫ノ歲入ヲ減少セサル[…]

[illegible]

富有ハ幾多原因ノアルアリテ之ヲ集成セル者ナラント雖ヒ亦タ當初ニ於テ此寬法無稅ノ之ヲ助成シタルナシト云フヘカラズ又タ維新ノ初メ某氏ノ神戸港ヲ治ムルヤ港內ノ制度民ノ自仕ニ適處スルニ任セテ毫モ撿束スル所ナク唯ダ只管ニ人口ノ輻湊、富實ノ增進ヲ謀リタリト云フ若シ然ラズシテ當初未開ノ時ニ於テ苛法以テ民ヲ制縛シ毫モ其自在ニ適處スルヲ許サズンハ今日神戸港ノ繁昌モ其幾分ヲ減シ國稅地方稅モ其幾割ヲ損セン故ニ北海道[…]稅ヲ議スル者此覩易キノ理由ヲ參考シテ損益ノ計算ヲ[…]サハ稅則改正ノ利ニシテ舊慣ノ不利ナル誠ニ利息[…]用ニ[…]リモ明ナルヲ得ルコナラン

北海道物產稅則ハ之ヲ改正シテ其額ヲ輕減スヘシ而シテ此際ニ於テ今日ノ產出原品徵收法ヲ改メテ金納ノ法ヲ定メサルベカラズ經濟學士ノ說ニ租稅ノ徵收ハ勉メテ其費用ヲ節減シテ無益ノ負擔ヲ省キ民ノ出ス所ヲ少ウシテ[…]官ノ收ムル所ヲ多カラシムヘシト云ヘリ蓋シ北海道產出原品徵收法ハ現場ニ就テ現品ヲ檢查シ之ヲ收納スルモノナルヲ以テ常ニ許多ノ吏人ヲ各漁場ニ派出シ詐僞ト脫稅トヲ防ガサル可ラズ其レ既ニ詐僞ト脫稅トヲ防ク[…]許多ノ吏人ヲ派出ス又タ之ヲ監督スルノ吏人ヲ派出セサル可ラズ而シテ此等吏人ノ給料ハ勿論旅費雜費ノ如キ費用之ヲ國庫ヨリ支辨スト雖モ到底租稅徵收ニ關スルノ費用ニシテ亦間接ニ人民ノ負擔ニ重キヲ加フル者タラザルナキ能ハズ且ツ此原品ヲ徵收シテ官庫ニ入ル、ヲ[…]之ヲ其地ニ賣却シテ良價ヲ得ルコ能ハズンハ[…]ノ需用アル遠隔ノ地ニ運搬セザル可ラズ此ニ於テ其費用[…]シテ十四年度及ヒ十五年度歲入出[…]運搬費其他雜費ヲ併セテ四十[…]ニ至ルハ亦タ驚クヘキモノト云ニ[…]品徵收法ニ附帶シテ起ル所ノ費用[…]ニ止マラズ彼ノ派出吏人ノ給料旅費等ノ巨額[…]ニ於テオヤ而シテ此等巨額ノ費用ヲ出[…]ノ後ナ國庫ニ收ムル所ハ果シテ幾何[…]問ヘハ唯タ是レ僅ニ二十万[…]用フルニ於テ官民ノ損失モ亦タ甚[…]斯リ此巨額ノ費用ヲ要スルノミナラス[…]スルノ日ニ於テ商業ニ不便ナル[…]點ナル[…]

[illegible]

府ノ爲ニ得策ト云フベカラズ然レドモ若シ此原品[illegible]ノ法ヲ改メテ金納ノ法ヲ行ハヽ此等許多ノ損失ヲ省クノミナラス運搬費等ノ四十餘万圓ヨリシテ吏人ノ給料雜費等ノ大半ヲモ減省スルヲ得ベキナリ出入差引ノ利益亦巨大ナリト云ハザルベケンヤ又タ單ニ人民ノ利益ノミヨリ之ヲ論スレバ第一濫徵ニ吏人ノ涙圖アリテ其吏人ノ精神ハ極メテ寛大ナルモ之ニ接スル人民ノ身ニ於テハ極メテ繁雜ナル檢査ヲ受ケテ最モ貴重ナル時間ヲ徒費スルヲ覺ルハ人ノ通情ナレバナリ其[illegible]ハ聊カ民情ヲ慰ルノ一大利益ナリ第二收穫中最良ノ產物ヲ擇テ徵收セラルヽノ損失ヲ免カルヽナリ假令實際ニ於テハ必ズシモ最良品ノミヲ擇ハザルモ人民ノ目ヨリ見レハ情ニ於テ斯ク認ムルヲ常トス第三官庫ニ運搬スルノ費用ヲ省クヲ得ルナリ第四税品拂下ケノ爲メニ物產ノ價格ニ不時ノ影響ヲ來スノ患ナキナリ

右北海道物產税ニ於テ金納ノ税法ヲ定ムルハ官民ノ利益スル所斯ノ如シ故ニ今後物產税則ノ改正ヲ行フニ當リテ假令税率ニ幾分ノ輕減ヲナスコヲ得ザルモ唯此金納ヲ以テ改正ノ要部トナサンコハ亦タ北海ノ富源ヲ開クニ幾カルヘキ歟喋タ局ニ當ル者彼ノ權理義務ノ極端ニ爭ハズシテ算籌ノ數字ト利益ノ有無ヲ相談シ以テ今日ノ小利ヲ棄テヽ後日ノ大利ヲ取ランコ我輩ノ希望スル所ナリ　（畢）

雜報

○行幸　聖上ニは來廿七日正午十二時卅分仮皇居御門御出門市ヶ谷戸山にて執行よある春季共同競馬を天覽として行幸遊ばさるゝ由尤も雨天なれバ御延引あり[illegible]の事に承る

○御遊宴　皇后宮よハ一昨日午後三時頃よ宣岩倉右府の母公智光院殿を召させ給ひ御苑內れ御茶屋に於て御遊宴を催はされたる由

○岩倉右府　先頃西京禁內保存取調御用を命せられし岩倉右大臣及香川宮內少輔其他隨行の人〻ハ昨日午後十二時十五分新橋發の滊車よて橫濱に赴き同所よう高砂丸よ搭して京都へ赴き滯在凡五十日間の見込なりとぞ右見送として東京府勅奏官數十名ハ同港迄到り別を告げしといふ

○[illegible]山少佐　參謀本部御用掛[illegible]山步兵少佐よハ清國安南事件[illegible]見分として淸國へ出張を仰付られ當參謀本部の上ハ同本部より更に將校數名をも差遣ハさるゝやに聞く

○[illegible]局長　香川宮內少輔にハ昨日岩倉右府に隨行して西京へ出張しょるよ付き不在中同省華族局長ハ杉同大輔よ仰付られたる由

○出京　永峰靜岡縣書記官ハ去る十八日靜岡丸にて上京したる由なるが右ハ天龍川分水路洋運河會社設立の件と淸水靜岡間の鐵道布設の件とに就ての事なりと云ふ

○中嶋信行君　同君にも近日東上せらるゝ旨前報よ記載せし所なるが今暫く見合せとなりたる由

○朝鮮政府公債　朝鮮政府が二度目に支那招商局より借入れたる金額ハ二十万兩にて是ハ四月上旬閔泳翊が支那より歸國の便に携へ來りたるよし依て當時朝鮮政府が支那に對する借財ハ二口合して七十万兩となれり

○龍驤艦　同艦ハ本月十六日米洲白露國リマ府へ恙なく到着せし旨同日午後四時三十七分該府發れ電報が東海鎭守府へ達しょりと云

○海軍兵學校　同校ハ昨年來工部省よて新築を引受け專ら建築中の處略落成せしを以て一昨日同省より海軍省へ引渡しょり

○海軍操練場　築地海軍操練場の廣地ハ其西北を先頃日本鐵道會社へ貸與されしが猶また東南の方を區畫し東京商船學校へ貸與されたり

○樂隊派出　海軍樂隊を諸省より派出請求れ照會等ハ是迄總て海軍卿或ハ書記官宛よて書面差出されし處ろ至急を要する場合等よ至りてハ往々差支へる事有之に付自今ハ軍務局長宛にて照會さるへ气旨昨日該局より各省へ夫々通知ありたるよし

○陸軍彙報　大坂砲兵工廠にて曾て鑄造中なりし伊太利亞式山砲數十門ハ過半數出來に付去十八日より泉州信田山に於て試擊を執行し故障なき分ハ直ちよ各鎭台へ送付さるゝ答ありしといふ○大藏騎兵大尉ハ士官學校生徒召募御用として一昨日東部へ向け出張せらる○軍馬局の豫備馬ハ目下二百二十頭よて各鎭臺の分四十一頭あるが軍備擴張の趣旨よ基气更よ百六七十增加する爲め近日掛官を福島地方へ出張せしむるといふ○該省にてハ各鎭臺諸兵營一般へ來る六月より服務槪則を發行するよし

○獄務諮問會　明廿五日よ宣栃木縣に於て各府縣獄務諮問會を開設するに付東京府監獄署を始め、神奈川、栃木、埼玉、千葉、群馬、山梨、茨城、秋田、宮城、岩手、山形、福島等の各縣より典獄及び書記一名ツヽ出張する由

○衞生事務諮問會　一昨日府廳に於て開きし衞生事務諮問會ハ長谷川泰氏が會長よて午前十時開會午後三時閉會せり議案ハ[illegible]、芥溜、井戸、下水、掃除及

取方等の由

○華族懇親會　華族會館にて去る十九日　聖駕臨幸の祝意を表する爲め來る廿八日午後より同族一統該館よ集會して一大懇親會を開く手筈なりと云

○空相場師の拘留　神戸よ於て曾て設立しょる貿易所換所商通信所ハ去る七日同區長より停止の達をなしたるとは去る十五日の紙上よ掲けたるが其後同地れ商人ハ更よ洋銀紙幣交換れ目的にて不二舍と云ふ一社を榮町三丁目よ設立したる由然るに其事不都合なりと見認られしにや去る十五日其筋ゟ看板取除きを命せられしも依然多人數集會なし居る所へ神戸警察署より探偵吏入り來り取押へんとせしも集會人の云けるよハ本舍ハ元來兩換商の集會場にて決して洋銀の空相場杯爲す所よあらざると辨明し別よ證據もあらざりしと見へ探偵吏ハ其儘引取りたりと然るに昨日午後左の電報到達し空相場の事にて二十餘名拘引せられし趣なれど爾後引續き集會なし犯罪の廉も認められたるものよやあらん

五月廿三日午前十一時五十分神戸發

洋銀紙幣交換ノ名義ニテ今度設立シタル當地榮町不二舍集會人ハ二十餘名空相場ノ事ニテ只今拘引セラル委細ハ後ヨリ

○郵便犯則　日本橋區南傳馬町一丁目六番地神沼久二郞ハ紙幣十圓を並書狀中よ封入しょるを發見され罰金二圓神田連雀町八番地山崎安五郞ハ同しく五圓を封入したるよ依り罰金一圓五十錢申付られょり

○朝鮮京城通信（昨日の續）　漢城南山の麓よ亭あり曰く紅葉亭曰く花樹亭曰く岑庵以上南山の三亭と唱へ京城第一れ名園たり就中紅葉亭を以て三園の魁と稱し其名都門よ喧し四月廿五日天氣淸朗知己れ朝鮮人數名來訪していふ百花爛々惠風煕々遊ぶよ宜しく吟に宜しき好時節なれバ文士詩客の三亭に遊ぶ者冠蓋相屬せり公も亦一遊鬱散に意なきかと依て其人々よ伴ハれて先づ紅葉亭に抵る此亭ハ前大臣李裕元れ別莊なり庭園の面積甚だ狹く圍むに塀を以てするが故よ殊に其狹隘なるを覺えたり亭破れ花少なく來り觀るよ足るものなく小生の心中大に失望したり然るよ同行れ朝鮮人等ハ小生に向て自得の色を爲して曰く此亭を貴國の名亭よ比較して其優劣如何と小生答ふる所を知らず唯日本此れ如き亭なしと云ひょるのみ其無き所以ハ日本庭園の壯觀雅致の過大なるがゆゑり將よ狹小殺風景なるがゆゑりハ聽者れ隨意よ解釋せし先畳きたり同行人々ハ小生を勸めて是より更に花樹亭に抵るべしといふゆゑ第一の佳亭既に斯の如

し第二[illegible]
と[illegible]
上の官吏
の職と同
するの職
身失ふこ
てハ一切
ことを許
雜廛六十
り之を六
立廛（外
布廛（麻
紙廛
雜廛と稱
綢廛
米廛
金房
靑布廛（
馬床廛
あどいふ
すること
式を買ハ
き專賣商
城內にて
物の生産
更よ之を
買店より
賣する品
を證する
買する店
を爲す者
金の科に
の事務を
の類の如
納むとい
與かりて
○朝鮮國
人ハ[illegible]
城近傍の
よ開碇
よしあり
在將巳
十四日
城南城
金貨保
鍊成嗣